



NPO法人
それいゆ便り

ひまわり

H24/10/1
第5号

…法人とサポーター「皆さん」のグレードアップを目指して!…

NPO法人 ⇨ 認定 NPO法人

サポーター ⇨ エクセレント サポーター

会員の皆様へ

9月まで、残暑が厳しく、日中は夏日が続きましたが、やっと朝夕は冷え込み、秋らしくなりました。会員の皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、それいゆでは、NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資する一定の基準に適合したのものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人へと手続きを進めております。

基準に適合するためには、いくつかの基準（別紙1）があり、その条件をクリアしなければなりません。

資料に示している下記の条件を満たすためには、当機関を支援していただく支援者の「共感と賛同」による寄付金が必要不可欠であります。

つきましては、会員の皆様には、当機関の理念や支援が地域社会の人々から、より信頼と共感を受け、認知度や信用が高まり、今後の成長・発展に繋げることができるようご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、個人が寄付した場合、特定寄付金に該当し、寄付金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択できるようになっています。

理事長 伊藤博教

それいゆ会員の広場



後期マザーリーフの会のご案内



会員の皆さまにおかれましては、日頃よりそれいゆの活動にご理解を賜りまして、ありがとうございます。

さて、今年度後期の交流会日時が決まりましたのでご案内します。

「会員同士の交流の機会が少ない」「会員の情報交換をしたい」「それいゆについて聞いてみたいことがある」などの要望等に応えるために、自由に集まり、自由に話ができる会です。

つきましては、それいゆならではの企画として、参加者のご希望をお聞きしながら、研修会や相談会も計画していきます。多数のご参加をお待ちしています。

- ① 平成24年 9月27日(木曜日)アバンセ 3階 和室
- ② 平成24年10月25日(木曜日)アバンセ 3階 和室
- ③ 平成24年11月22日(木曜日)アバンセ 3階 和室
- ④ 平成25年 1月24日(木曜日)アバンセ 3階 和室
- ⑤ 平成25年 2月28日(木曜日)アバンセ 3階 和室

※毎回 10:00~12:00

12月と3月は
ありません。



※アバンセ(佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県生涯学習センター)佐賀市天神三丁目2番11号

※参加される方は、会員証をご持参下さい。

問い合わせ NPO法人 それいゆ 事務局：江口寧子 info@autism-soreiyu.com

認定特定非営利活動法人制度について

認定 NPO 法人制度は

NPO 法人への寄付を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものについて、これまでは国税庁長官が認定を行う制度。

認定 NPO 法人とは、

NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人。

今回の法改正により**所轄庁が行う新たな認定制度として創設**平成24年4月1日から実施

仮認定 NPO 法人とは、

NPO 法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいう。ただし、平成27年3月31日までは、設立後5年を超えた NPO 法人も申請することできる）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し交易の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは除く）に適合したものとして、所轄庁の仮認定を受けた NPO 法人をいう。

仮認定 NPO 法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。

- ① パブリック・サポート・にテストに適合すること（仮認定NPOは法人は除く）
- ② 事業活動において共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
・社員から受け入れた会費の合計額から共益的活動に係る部分の金額を控除した金額
（注＝「共益的活動とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会などその対象や便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動等を言う）

【絶対基準】 実績判定期間内の各事業年度中の寄付金の額の総額が3,000円 以上である
寄付者の数の合計額が年平均100人以上であることを求める基準

注1 寄付者の氏名（法人に当たってはその名称）及びその住所が明らかな寄付者のみを数える

注2 寄付者の算出に当たっては、寄付者本人と生計を一にする者を含めて1人として数える

注3 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄付者である場合は寄付者数に数えない

実績判定期間内の各事業年度中の寄付金の額

の総額 が 3,000 円以上の寄付者の合計人数 × 12

実績判定期間の月数

≥ 100人

- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事業等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

上記①～⑧の基準を満たしていても(仮認定 NPO 法人は①を除く)、欠格事由に該当する NPO 法人は、認定又は仮認定(以下認定等)を受けることはできない。

寄付者に対する税制上の措置

- 1 個人が寄付した場合:特定寄付金に該当し、寄付金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかの控除を選択できる。

* 寄付金控除(所得控除)＝その年中に支出した特定寄付金の額の合計額(所得金額の40%相当額を限度)から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できる。

* 税額控除とは、その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄付金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額(所得税額の25パーセント相当額を限度)をその年分の総所得金額等から控除できる。

また、特定寄付金又は市区町村が条例で指定した寄付金である場合には、個人住民税(地方税)の計算において、寄付金税額控除が適用される。

- 2 法人が寄付した場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する区付近の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められる。なお、寄付金の額の合計額が、特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄付金の額とあわせて一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められる。

- 3 相続人等が相続財産等を寄付した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人(仮認定 NPO 法人には適用されない)に対、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄付をした場合、その寄付をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎には算入されません。